



市 章

大津市公報

令 和 7 年 3 月 21 日
号 外 （第 11 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

- 訓 令
- 1 大津市職員名札規程の一部改正…………… 1
- 企 業 局 管 理 規 程
- 1 大津市企業局職員名札規程の一部改正…………… 1
- 企 業 局 告 示
- 4 水道料金、下水道使用料及びガス料金の収納事務の委託について…………… 2

訓 令

大津市訓令第 1 号

大津市職員名札規程（平成15年訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 21 日

大津市長 佐 藤 健 司

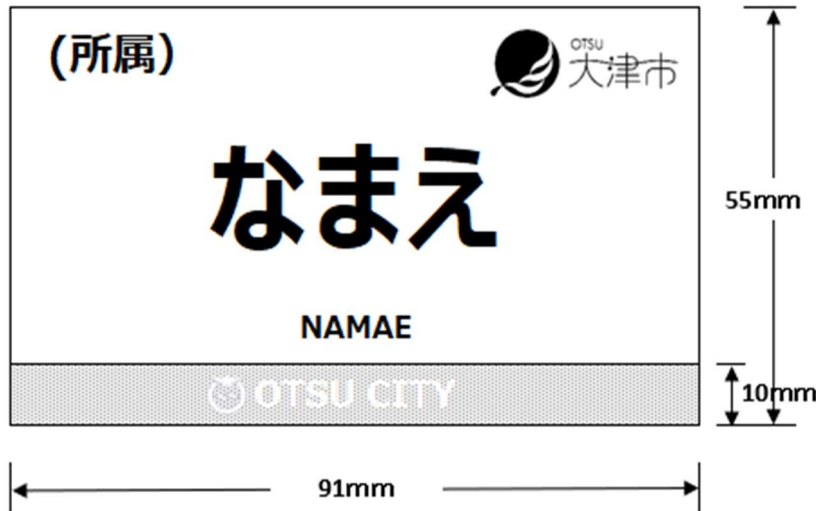
第 1 条中「訓令は」の次に「、別に定めがあるもののほか」を加える。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める職員には、市長が別に定める様式による名札を交付する。

第 4 条第 1 項中「氏名」を「姓」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第 2 項中「き損」を「毀損」に改める。
別記様式を次のように改める。

別記様式（第 2 条関係）



(備考)

- 1 名札の地の塗色は、白色とする。ただし、下部10ミリメートルの部分は、水色とする。
- 2 文字の塗色は、黒色とする。ただし、「大津市」にあつては水色、「 OTSU CITY」にあつては白色とする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 1 号

大津市企業局職員名札規程（平成15年企業局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第1条中「規程は」の次に「、別に定めがあるもののほか」を加える。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、公営企業管理者が必要と認める職員には、公営企業管理者が別に定める様式による名札を交付する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「氏名」を「姓」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に改める。別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）



（備考）

- 1 名札の地の塗色は、白色とする。ただし、上部10ミリメートルの部分にあつては黄緑色、下部8ミリメートルの部分にあつては青色とする。
- 2 文字の塗色は、黒色とする。ただし、「大津市企業局」及び「OTSU CITY PUBLIC ENTERPRISE BUREAU」にあつては白色、「0」にあつては水色、「0」にあつては薄緑色とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

企 業 局 告 示

大津市企業局告示第4号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第7条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり水道料金、下水道使用料並びに最終保障供給及び液化石油ガス販売事業に係るガスの料金の収納の事務を委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第5条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和7年3月21日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

- 1 委託の相手方 岐阜市日置江一丁目58番地 株式会社電算システム
- 2 委託期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで